

【参考資料】 財公用語の説明

* 普通会計

市の会計は、法律により、一般会計と特別会計、企業会計に分かれます。

○一般会計：市の主な収入源である税金を財源として、通常行うべき行政サービスを行うための会計。

○特別会計：特定の財源をもって、特定の目的の事業を行うために設置できる会計で、国民健康保険事業会計や介護保険事業会計、下水道事業会計などがあります。

○企業会計：公営企業として設置できる、水道事業の会計。

特別会計の設置は、それぞれの市が条例で行いますので、数や種類にばらつきがあります。

そこで、全国の自治体の財政状況を表す統計上の概念の会計として、国が『普通会計』という考え方をつくりました。

⇒具体的には、一般会計を中心として、特別会計のうち一般行政的な事業のものを合わせたものを『普通会計』といいます。

* 地方交付税

国税として徴収したものを、地方公共団体間の財源調整及び標準的行政水準の維持のため、財源保障として配分する税のことを『地方交付税』といいます。

* 積立金

特定の目的のために財産を維持または資金を積み立てるために設けられた基金等に、経費を計上して積み立てるお金のことをいいます。地方自治法上は「基金」として処理されています。

なお、基金は、非常時等のために何にでも使うことができる『財政調整基金』のほか、特定の目的のために積み立てる『特定目的基金』が多数あります。

* 経常収支比率

(算式) 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源総額 × 100

財政構造の弾力性を示すための指標で、毎年経常的に入ってくる市税等の一般財源のうち、何パーセントを、人件費や事務費、委託費など、毎年決まった経常的な費用に使っているかを示したものをいいます。この比率が高いほど、一般財源のほとんどが経常的な経費に費やされていることになるため、財政にゆとりがなく、硬直した財政構造となっているといえます。

一般的には70～80%が望ましいとされていますが、近年の全国的な財政難でこの数値は悪化しているのが現状です。

*** 経常一般財源比率**

(算式) 経常一般財源収入額 ÷ 標準財政規模 × 100

市が標準的な状況で収入すると期待される一般財源の規模と現実に収入する一般財源を比較することで、歳入構造の弾力性を判断したものをいいます。100を超える度合いが高いほど、一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があるといえます。

*** 財政力指数**

(算式) 過去3年間の(基準財政収入額÷基準財政需要額)の合計÷3

その市の財政力を示すもので、基準財政収入額(市税等の75%に地方譲与税などを加えたもの)を基準財政需要額(標準的な行政活動を行うのに必要な額)で割った数値の、過去3年間の平均値です。指数が1に近い、あるいは1を超えるほど、財源に余裕があるといえます。ただし、指数が1を超える団体は、地方交付税(普通交付税)が交付されない「不交付団体」となります。

*** 人件費比率**

普通会計における人件費の総額(一般職及び特別職の給料、手当、共済費等すべての人件費)が、歳出総額に占める割合を示したものです。

*** 地方債現在高**

普通会計における、市の借金の残高を示したものです。借金は、主に長期的にみなさんに利用していただく道路や公共施設等の建設費用の一部に充てるため行うもので、毎年度元金及び利子を返済していますが、これは借金の元金分の残高を示したものです。